

	<p>美術館で実施する事業内容、第3条では常設展示及び特別展示の観覧料、第4条から第8条までは施設の利用に関する事項を規定しております。第9条では特別観覧料及び施設等使用料の額を別表において定めること並びにその納付方法、第10条及び第11条では観覧料等の減免とその還付について、第12条では目的外使用等の禁止、第13条では特別の設備等を使用する場合の手続についてそれぞれ定めております。</p> <p>次に、第14条では、使用を終了したとき等の原状回復義務を、第15条では、施設等を毀損したとき等の、損害賠償義務を定めております。</p> <p>次に、第16条から第18条では、美術館の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項について定めております。第19条から第21条では、観覧料等を指定管理者の収入として収受させることができること、また、その場合において、利用料金の減免及び還付ができること、第22条では、委任規定として条例の施行に関し必要な事項を教育委員会規則で定めることといたしております。</p> <p>また、附則第2項におきまして、使用の許可その他の準備行為は条例の施行前においても行うことができることを規定しております。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか？</p> <p>条例に定められている美術館というのは総合文化施設の2階部分だけでしょうか。</p> <p>従来の組織の中で企画部が、総合文化施設を所管しておりますので、私の方から説明申し上げます。美術館として、お客様に利用していただくフロアは2階部分となっております。ただ、地下の部分に収蔵庫、学芸員の調査研究室を設置しておりますので、その部分とそこから持ち上がるエレベーター等の動線部分については美術館としております。</p> <p>他に何か質問ありませんか。</p>
宮内委員長	
伊藤委員	
赤尾総合文化施設準備室長	
宮内委員長	

<p>赤尾総合文化施設準備室長</p>	<p>今、市役所と消防署の間に郷土美術館がありますが、そこと一体運営ということは考えておられないのでしょうか。あれはあれ、これはこれと個々に運営していくことをお考えなののでしょうか。</p>
<p>赤尾総合文化施設準備室長</p>	<p>まず、総合文化施設準備室の立場でお答えしようと思いますが、今の郷土美術館自身が持っている自然科学資料や郷土資料といった様々な博物館機能を持った部分と美術館機能を持った部分がある中で、総合文化施設に移そうと今の段階で考えているのは、まず、美術館部門を考えております。さりとて、私どもの美術館部門以外の新居浜文化の紹介等も当然ございます。郷土美術館で収蔵したものを活用させていただければと思っております。</p>
<p>横井邦明次長兼スポーツ文化課長</p>	<p>補足させていただきます。</p> <p>今言った自然科学資料や郷土資料につきましては、今ある郷土美術館の部分に防災施設を作るという計画があります。実際どうなっていくかは、職員のプロジェクトチームが現在、議論している段階です。それをふまえた上で、今ある郷土館の資料等をどういうふうに展開していくかは、また次の段階の話になりますので、今のところお示しできるような段階ではないです。</p>
<p>宮内委員長</p>	<p>その他にご質問等ございませんか。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>今さっきの話なのですが、今回の条例は総合文化施設の2階部分と地下収蔵部分とエレベーターに関する条例になっているということですか。</p>
<p>赤尾総合文化施設準備室長</p>	<p>補足説明しますと、まず総合文化施設は、駅前の区画整理の総仕上げとして、駅前のにぎわいづくりの一環として建設を始めました。その中で、美術館部門については、当初より市民の創作活動の意欲を広げる場の提供、年に1回ぐらい良いものを見たいという要望から鑑賞の場の提供というこの二本立てを目的として進んでまいりました。開設に係る補助金制度においてリノベーション施設補助金制度というのができまして、それまで、美術館建設に対しての補助金はありませんでしたけれども、博物館法に基づく博物館、いわゆる美術館ですけれども、それを設置することによって、それに対して補助金が付くということで、その制度の変化により国費が1</p>

<p>横井次長兼スポーツ文化課長</p>	<p>0億円余分にいただけるということになっております。博物館法の中で設置者は教育委員会と法律で決まっておりますので、総合文化施設の設置条例を市長部局部分と教育委員会部分と2本立てで作成しなければならなくなったということです。市民の方から言えば、建物全体を今まで総合文化施設と呼んでまいりましたので、非常に分かりにくい条例だと思いますが、法律のたてりというところでやむを得ず条例を2つに分けさせていただいて、制定することになりました。</p> <p>補足しますと、博物館法第18条において、「公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」</p> <p>博物館法第19条において、「公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する」という規定になっております。</p>
<p>宮内委員長</p>	<p>美術館と銘打って実施するようになった以上、教育委員会が責任をもってしなければならないということですね。そして、実際に、総合文化施設と美術館が動き始めたときに指定管理者は別の団体になるのですか。</p>
<p>赤尾総合文化施設準備室長</p>	<p>指定管理に任せることができるという条例になっておりまして、基本的には一団体の指定管理者で行うことを想定しております。大きく違いますのは、総合文化施設部分につきましては、事業実施は市の承認を得て指定管理者が行うよう考えております。したがってホール等の使用については、利用料金制を考えております。美術館につきましては、学芸員等は市が担うということで、指定管理先は、支援事業という形で、美術館を使用するときの使用許可などの事務的なこと、施設の設備等の維持管理、事業等を行うときの雑務等を指定管理者に行っていただくということを想定しております。そういった形で今、募集要項等を作成しております。</p>
<p>宮内委員長</p>	<p>その他にご質問等ございませんか。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>実務については、指定管理者が行うとして、教育委員会事務局の人的増員が必要になったり、労働条件的に関連事務について非常に</p>

木村事務局長	<p>時間が割かれるということはないのでしょうか。</p> <p>施設管理という面で指定管理に出した例として、文化センターや体育館等があります。指定管理に出したとしても、事務局に残る仕事はあります。まず、減免の申請に関する仕事があります。基本的には指定管理者に委託しているのですが、突発的なことに関しては、教育委員会の方に指定管理者の方から連絡があります。その部分については、教育委員会事務局に新たな事務が増えるということが想定されます。</p>
伊藤委員	<p>指定管理にすることにより、事務をより増やすということではないのでしょうか。</p>
木村事務局長	<p>いえ、そういうことにはならないと思いますが、指定管理については、市長部局との協議がまだ決まっていないので、これから指定管理の方でどういった形になっていくかどういいう体制になっていくかはまだ分かりません。</p>
阿部教育長	<p>美術館部分の開館時間が9：00～17：00と記載されているが、17：00で閉館になってしまうのでしょうか。</p>
赤尾総合文化施設準備室長	<p>美術館と市民ギャラリーの貸し出し部分については、その時間帯で閉館ということを考えております。企画展等につきましては、その企画によりまして、時間を少し延長するという事も出てきようかと思っております。通常、常設展示室と貸し出し部分については17：00で区切りをつけさせていただきたいと考えております。</p>
阿部教育長	<p>17：00で閉館ということになれば、仕事が終わって見に行くということとはできないので、通常仕事をしている方については、土日しか見られないということでしょうか。</p>
赤尾総合文化施設準備室長	<p>何を見に来るかということにもよるとは思いますが、市民ギャラリーについては、そうなっております。</p>
阿部教育長	<p>太鼓台ミュージアムについても、17：30で閉館ということになっております。太鼓台ミュージアムにつきましては、教育委員会</p>

	<p>が管理しなくていい部分だとは思いますが、最近、そんな施設はあまりないと思うのですが。</p> <p>市役所の庁舎に関しても毎週木曜日及び年度末等は時間を延長して行っているということもありますので、市民から総合文化施設につきましても要望が上がるのではないのでしょうか。</p>
<p>赤尾総合文化施設準備室長</p>	<p>指定管理の仕様書を策定する中で、市役所の職員数も含めて考慮した結果、コスト的にもいったん開館時間を区切るということを考えております。なお、総合文化施設自体は22：00閉館ということで考えております。開設した後で、どういうふうに改善をしていけるかということだと思います。ですが、ルールとして、美術館部分を17：00、太鼓台ミュージアム部分を17：30と決めたいと思っております。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>その他の新居浜市の施設においても、開設してから開館時間や利用料金などの規則改正がその都度起こっております。そのような、様々な施設の事例があるのだから、それを織り込んだ形で最初から制定できないものかと思うのですが。</p>
<p>宮内委員長</p>	<p>確かに、教育長の言うとおおり、市民サービスという点からいうと、閉館時間が17：00というのは、管理に重きを置いた判断のように思います。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>市民が来やすいような、利用しやすいような時間帯に開館できるように配慮してあげた方がよいと思います。</p>
<p>赤尾総合文化施設準備室長</p>	<p>近隣の他市の美術館において、17：00閉館というのが多いということで、総合文化施設においても、問題ないと判断したという点と、常設展においては学芸員が開館前と閉館後すべてをチェックするということで、学芸員が潤沢にいないという現状も踏まえて、近隣の美術館の例に倣って、当初、10：00～17：00という案もあったのですが、様々な意見がありまして9：30～17：00となりました。</p>
<p>木村事務局長</p>	<p>条例は、この形で出来上がるのですが、この下に施行規則等が作られて、いろいろな弾力条項が作られるので、閉館時間についての</p>

<p>宮内委員長</p>	<p>延長についてもそこで規定することが可能です。</p> <p>今、事務局長さんから提案がありましたとおり、美術館の運用についてはこの条例提案のとおりとさせていただきます、施行規則等で、弾力条項で市民サービスの向上を図った規程をするというのはいかがでしょうか。</p> <p>それでは、教育委員会としては、議案第19号につきましては開館時間を9:30～17:00までということで承認いたしまして、その下の弾力条項については、市民サービスの向上を図ることを考慮するという参考意見として付したいと思います。ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>宮内委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>その他、ご意見はありませんか。</p>
<p>眞鍋総括次長</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。教育委員会の広報ということで今月から3回シリーズで、市政だよりに掲載します。教育委員会が実施する事業や施策についてお知らせするというので、まず第1回目が教育委員会についての説明と教育委員さんの紹介、社会教育課の取組、左側のページが発達支援課の取組という形で掲載します。11月に図書館と学校教育課、2月に学校給食課とスポーツ文化課の掲載をし、広報に努めていきたいと考えております。</p>
<p>宮内委員長</p>	<p>教育委員会だよりというのは、非常にユニークで良い取組だと思います。ぜひ、積極的に現在の教育委員会の取組を市民のみなさんに伝えていただければと思います。</p> <p>これで、平成26年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。</p>

	<p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--	---